

福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、福岡工業大学及び福岡工業大学短期大学部（以下、「本学」という。）の教職員等の利益相反について適切にマネジメントを行うため、別に定める福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部利益相反マネジメントポリシーに基づき、本学における産官学連携活動を適正かつ効率的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、職員等とは次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学の教員

(2) その他、第4条で定める利益相反マネジメント委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 この規程に基づく利益相反のマネジメントの対象は、本学が株式を保有する場合及び職員等が次の各号に掲げる活動を行う場合とする。

(1) 学外に対して産官学連携活動（企業等への兼業、共同研究又は受託研究等）を行う場合

(2) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金又は原稿料等）若しくは便益（物品、設備又は人員等）の供与又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く。）を得る場合

(3) 利害関係を有する企業等へ職員等が関与する知的財産権を技術移転する場合

(4) 利害関係を有する企業等から物品又は役務等を購入する場合

(5) 利害関係を有する企業等の諸事項を評価する場合

(6) 利害関係を有する企業等の業務に学生等を従事させる場合

(7) その他利益相反マネジメント委員会が対象と認める場合

(設置)

第4条 利益相反に関する事項を審議するため、利益相反マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 利益相反マネジメントポリシーの制定及び改廃に関する事

(2) 利益相反マネジメントの施策に関する事

(3) 本学（組織）としての利益相反状況に関する事

(4) 利益相反に関して個々のケースが本学として許容できるか否かに関する事

(5) 利益相反マネジメントのための調査及びその手続きに関する事

(6) 利益相反に係る社会への情報公開に関する事

(7) その他学長の諮問する事項

(利益相反マネジメントのための調査)

第6条 委員会は、前条第5号に規定する調査を次の各号に掲げる方法により実施する。

(1) 利益相反自己申告の請求

- (2) 事情聴取
- (3) 助言又は指導等
- (4) 状況観察
- (5) その他必要と認める方法

2 前項第1号に係る自己申告の内容、具体的な申告手順については委員会で定める。

(構成)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 総合研究機構長
- (2) 工学部長
- (3) 情報工学部長
- (4) 社会環境学部長
- (5) 教養力育成センター長
- (6) 工学研究科長
- (7) 社会環境学研究科長
- (8) 短期大学部情報メディア学科長
- (9) 事務局長
- (10) その他学長が必要と認める者

2 前項に掲げる者のほか、委員長が必要と認めた場合、学外の有識者に委員を委嘱することができる。

3 第1項第10号及び前項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第9条 委員会は委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議事は出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数の時は議長が決する。

(意見の聴取)

第10条 委員会が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審査、勧告、決定等の手続)

第11条 委員会は、第6条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、職員等の利益相反に関して本学として許容できるか否かについて審議する。

2 委員長は、前項の審査の結果、疑義があると認めた場合は、学長に報告するとともに、活動を改善する必要がある者に対して、改善勧告を行うものとする。

3 委員長は、前項の改善勧告を行った場合、当該者の状況を観察する。

4 第2項の規定により、改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服がある場合、申出により委員会に再審査を請求することができる。

5 委員会は、前項の再審査の請求を受けた場合、速やかに再審査を行うものとする。

6 委員会は、再審査の結果を学長に報告する。

- 7 学長は、前項の報告を受け、当初の勧告と同様に当該活動について改善が必要であると認める場合、当該者に対して改善を命じ、改善が必要でないと認める場合、改善勧告を取消すとともに、その旨を当該者に通知する。

(専門部会)

第 12 条 委員会は、具体的事案の対応等を検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し、必要な事項は別に定める。

(学外への情報公開)

第 13 条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を学外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

- 2 委員会は、学外への情報公開に当たって、職員等及びその他の者の個人情報の保護に留意するものとする。

- 3 利益相反に関する学外からの調査等に対しては、委員会が対応する。

(利益相反アドバイザー)

第 14 条 利益相反に関する相談及び助言又は指導を行うため、総合研究機構の一部の職員を利益相反アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）とする。

(アドバイザーの業務)

第 15 条 アドバイザーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 委員会の諮問に対する検討及び答申に関すること
- (2) 職員等からの利益相反に関する質問又は相談に対する必要な助言又は指導に関すること
- (3) 委員会から付託された利益相反マネジメントに係る業務

(本学としての利益相反対応)

第 16 条 職員等は、本学に関する利益相反問題を予見した場合、随時、アドバイザーに問題提起をすることができる。

(事務)

第 17 条 委員会に関する事務は、関連する事務部門の協力を得て総合研究機構事務室において処理する。

(委員等の義務)

第 18 条 委員会の委員、アドバイザー及び関連業務に関わる事務担当者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

- 2 第 10 条の規定により委員会に出席を求められた者及び第 12 条の規定により専門部会の構成員になった者が職務上知り得た秘密について、前項の規定を準用する。

(規程の改廃)

第 19 条 本規程の改廃は、委員会、総合研究機構運営委員会の議を経て、教授会に報告するものとする。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和５年９月２９日から施行する。